公益社団法人 日本証券アナリスト協会
〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 2-1
東京証券取引所ビル 5 階

2015 年 2 月 24 日

SAAJ NEWS RELEASE

実務対応報告公開草案第 44 号(実務対応報告第 18 号の改正案)

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について

公益社団法人 日本証券アナリスト協会（会長：大場 昭義 東京海上アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長）は、2014 年 12 月 24 日に企業会計基準委員会（以下 ASBJ）が公表した「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」(以下『公開草案』）について意見書を作成し、2 月 24 日に ASBJ へ提出しました。

【意見書のポイント】

- ✓ 2013 年 9 月の企業会計基準第 22 号『連結財務諸表に関する会計基準』の改正に伴う財務諸表の表示変更は、従来の「少数株主損益調整前当期純利益」が「当期純利益」に変わるなど、財務諸表の利用者が誤解し易い点が多く、一斉に変更しないと無用な混乱を拡大する危険性がある。この点を配慮して、「2015 年 4 月 1 日以降開始する連結会計年度の期首から」表示変更される様に、「少数株主損益の会計処理」改正の早期適用を認めないとする ASBJ の提案に同意する。

- ✓ 2014 年 1 月に米国会計基準「無形資産－のれん及びその他」が改正され、非公開会社にのれんを償却する会計処理の選択が認められた。のれんを償却する米国子会社の新たな取扱いを定めることに異論はないが、財務諸表の比較可能性を損なう懸念があるため、適用初年度の期首に計上されているのれんについて、<u>企業結合ごとに 2 つの方法を認める</u>との ASBJ の提案には同意できない。適用方法をどちらかに統一することを提案する。

- ✓ 適用初年度以降に米国の非公開会社を新たに買収した場合、『公開草案』に従うと、償却年数に関係なく米国子会社の処理をそのまま使用し、日本基準の最長 20 年への修正は禁止されている様にも見える。この場合、新たに買収した企業を米国子会社の子会社にすれば償却期間が最長 10 年、日本の親会社の直接の子会社にすれば最長 20 年となるため、同じ企業を買収しても毎期の償却額が大きく異なり、連結財務諸表の比較可能性を損なう懸念がある。

【添付資料】「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い（案)」について

<u>本件に関するお問い合わせは下記まで</u>
日本証券アナリスト協会
電話：03－3666－1577
担当：理事・教育第一企画部長 貝増(かいます) 眞